

伊根町トンネル修繕計画

令和8年3月



1. 長寿命化修繕計画の背景

平成24年12月に中央自動車道笹子トンネルで発生した天井板の落下事故を契機に、社会資本ストックの維持管理・更新に対する重要性が再認識されています。

従来、国土交通省では、平成14年度に策定された「道路トンネル定期点検要領（案）」に準じて、2～5年間隔で定期点検を行い、第三者被害の恐れのある変状箇所について維持補修（対策工）を実施していました。

一方、地方自治体では、国土交通省の点検マニュアルに準ずる自治体、点検マニュアルを独自に作成し維持管理費用の低減を図っている自治体、維持管理を行うための人員・予算・技術力不足等の理由により適切な維持管理を実施していない自治体など、施設管理者によって維持管理水準にバラツキがありました。そのため、平成26年7月に道路法の一部改正や点検要領の改訂により、全ての道路管理者に以下の事項が規定され、今後の道路トンネルにおけるメンテナンスサイクルが確定（道路管理者の義務が明確化）されました。

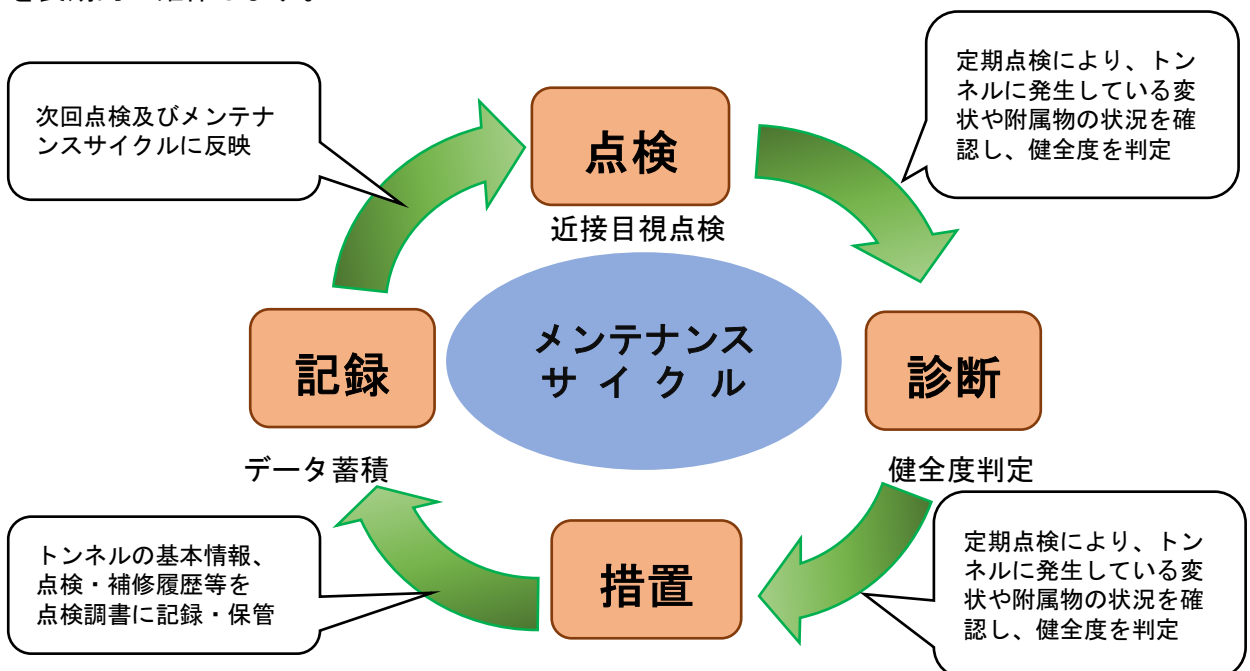
・メンテナンスサイクルの義務化

- ① 近接目視により、5年に1回の頻度でトンネル点検を実施すること。
- ② トンネル健全性の診断結果は、「健全」、「予防保全段階」、「早期措置段階」、「緊急措置段階」の4段階に区分すること。
- ③ トンネル点検の内容を記録し、保存すること。

2. 老朽化対策における基本方針

2-1) 基本方針

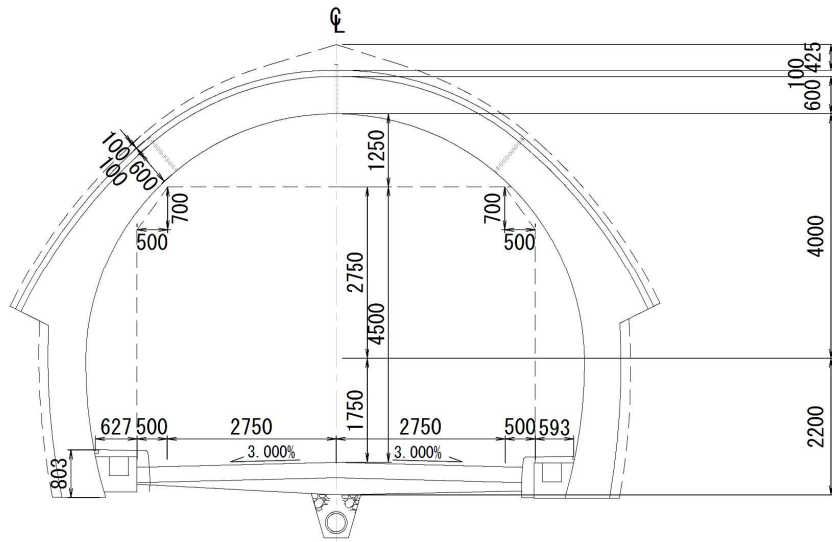
伊根町では、道路法に定められた町道のトンネルについて、限られた予算の中で維持管理を効率的かつ効果的に実施していくために、5年毎に行う定期点検の結果をトンネルの修繕計画に反映し、投資費用の低減を図りつつ道路ネットワークの安全性と信頼性を長期的に確保します。



2-2) 対象施設

本計画では、道路法に定められた町道の「津母トンネル」1施設を対象とします。

津母トンネル標準断面図



位置図（伊根町字津母）



トンネル坑口写真

坑口写真	備考
	起点側坑口
	終点側坑口

2-3) 計画期間

本計画の対象期間は10年間としますが、期間中に行われる定期点検や日常点検の結果及び修繕の進捗状況等により、適宜更新を行います。

2-4) トンネル点検

・定期点検

津母トンネルについて「道路トンネル定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）」に基づき5年に1回毎の点検を行い、現状の健全度（損傷の進展状況や補修状況）を把握します。

・日常点検

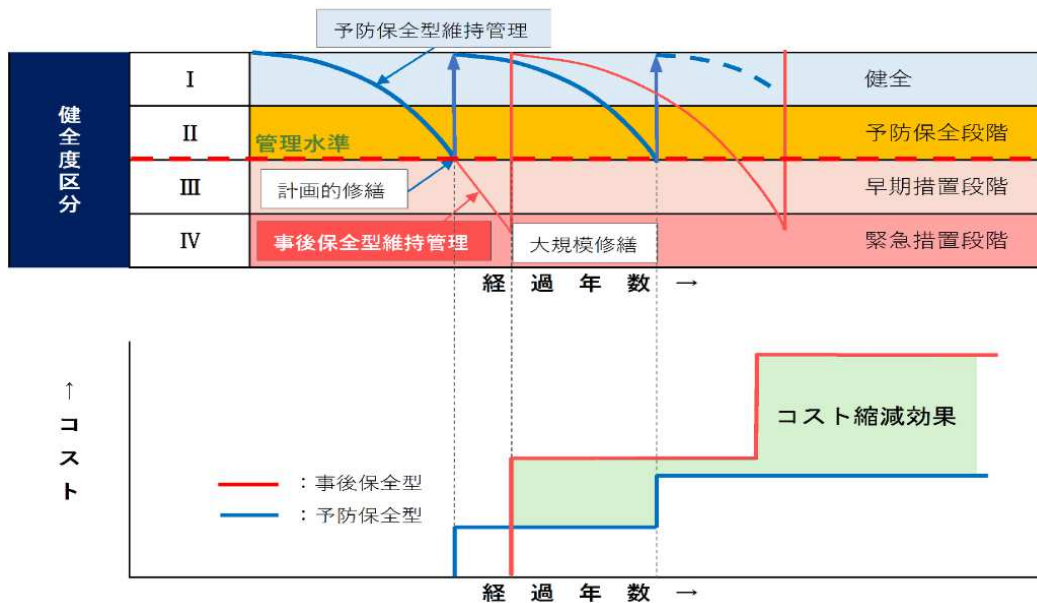
日常管理のための巡視により、路上の異常や損傷を早期に発見し、トンネルを良好な状態に保ちます。

3. 新技術等の基本方針

点検及び修繕を行う際は、従来からの工法その他、新技術情報提供システム（NETIS）及び点検支援技術性能カタログ等の工法を比較し、効率化や費用縮減が見込まれる技術については活用を検討します。

4. 費用の縮減に関する基本方針

これまでの事後保全型の施設管理から、損傷が深刻化する前に修繕を行う予防保全型の管理を行うことでトンネルの長寿命化を行い、修繕・更新に係る費用の縮減を図ります。



5. 計画の目標（短期的な数値目標及びコスト縮減効果）

・新技術の活用

津母トンネルについては令和5年度点検時点の健全度がⅢでしたが、補修工事を実施済みのため現在の健全度がⅡとなっており、早急に対策すべき損傷はありません。今後の点検により健全度Ⅲの損傷が発見された場合は、トンネル修繕においてNETIS等の新技術を採用し、令和17年度までに約12万円のコスト縮減を目指します。

・施設の集約及び撤去

伊根町が管理するトンネルは1箇所であるため集約できず、沿道には集落があり地域住民の日常生活に欠かせない道路となっています。このトンネルは沿岸部に位置しており近隣に迂回路がなく、トンネルを通らない場合約10.6km（車で17分）を迂回する必要があるため、社会活動等に影響があるため、現在のところ施設の集約化・撤去を行うことが困難です。

今後、社会情勢の変化があった場合は、周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行うこととします。

6. 構造物の諸元

項目	内容
路線・トンネル名	亀島本庄浜線 津母トンネル
所在地	京都府与謝郡伊根町津母
延長	205m
建設年度	1985年（昭和60年）
施工方法	在来（矢板）工法
等級	D等級
幅員	7.7m（監査歩廊0.85m+車道6.0m+監査歩廊0.85m）

7. 直近における点検結果

現在の健全性については以下の通りです。次回の定期点検は令和10年度に行います。

津母トンネルの健全性は「Ⅲ」 ※令和5年度点検結果

ただし、令和7年度に補修工事を実施したため、現在は「Ⅱ」となっています。

付属物等の取付状況は「○」

健全性の判定区分

区分	定義
I 健全	道路トンネルの機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	道路トンネルの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	道路トンネルの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

付属物等に対する判定区分

判定区分	判定の内容
○	付属物等の取付け状態に異常がある場合
×	付属物等の取付け状態に異常がないか、あっても軽微な場合

健全性判定の例



浮き・はく離 (Ⅲ)



ひび割れ (Ⅱ)



目地に沿った浮き・はく離 (Ⅱ)



漏水・遊離石灰の析出 (Ⅱ)

8. 老朽化対策等及び次回点検年度

対策内容、対策の着手及び完了予定年度、対策に係る全体概算事業費、概算事業費、点検年度については以下の通りです。

項目/ 年度	R8 2026	9 2027	10 2028	11 2029	12 2030	13 2031	14 2032	15 2033	16 2034	17 2035	概算金額 (百万円)
点検			●					●			6.0
本体	R7に対策を行っているため、現在のところ修繕の予定はありません。										
付属物	健全であるため、現在のところ修繕の予定はありません。										